

令和元年度TDM施策推進業務（その2） 特記仕様書

1. 業務名

令和元年度 TDM 施策推進業務（その2）

2. 契約の期間

契約日の翌日から令和2年3月27日

3. 業務の目的

本業務は、自家用車利用から公共交通への転換等を図るTDM（交通需要マネジメント）施策等を推進し、中南部都市圏の交通渋滞緩和、県民及び観光客の移動利便性の向上、低炭素社会の実現を図ることを目的とする。

4. 委託額（上限額・消費税10%込み）

13,530,000円

5. 業務内容

（1）ジム&バスライド（時差通勤、パーク&バスライド、サイクル&バスライド）

1) 目的

公共交通の利用を促進するため、スポーツジム等と連携し、時差通勤やパーク&バスライド、サイクル&バスライドを組み合わせた、新しいライフスタイルの提案を行う。

2) 内容

①スポーツジムの調査

- ・県内スポーツジムの位置と営業時間を整理し、ジム&バスライドの可能性を調査する。
- ・時差通勤やパーク&バスライド、サイクル&バスライドが利用可能なスポーツジムを選定し、実証実験に向けたスキームを整理する。

②ジム&バスライド実証実験の実施

- ・要望する応募者の行動プラン作成を支援しつつ、実験参加者の選定を行う。

③管理体制の検討

- ・実証実験の運用及び本格導入時の持続的な管理体制について検討協議を行う。

④今後の取組み課題の整理とアクションプログラムのとりまとめ

- ・利用実績と利用者に対するアンケート等から、今後の取組み課題を整理したうえで、アクションプログラムをとりまとめる。

3) 成果

- ・実証実験実施計画書

- ・広報資料
- ・実証実験の実施
- ・推奨行動プラン

(2) バス交通結節点の調査

1) 目的

基幹バスルートにおけるバスの結節点の検討を行う。

2) 内容

①バス結節点の施設規模等整理

- ・バス結節点に必要な施設規模等を、バス事業者へのヒアリング等を通して整理し、必要施設面積等を算出する。

②バス結節点の位置検討

- ・国道 58 号を中心とした基幹バスシステムのイメージに位置づけられている結節箇所の内、宇地泊、ライカム（比嘉西原）、沖縄市（コザ）、コザ以北等を対象として、関係市村と調整を行い、具体的な位置を検討する。

3) 成果

- ・バス結節点の施設規模算出資料
- ・バス結節点の位置検討資料

(3) 高校生に対するMM（モビリティ・マネジメント）の推進

1) 目的

モノレールの延長開業を機に、沿線の学校等を対象として MM の展開を行い、過度な自動車利用からの転換を促す取り組みを戦略的に実施する。

2) 内容

①学校 MM

- ・学校に対する MM として、関係機関（県教育委員会及び各高校）との協議を行う。
- ・対象校は、高校 2 校程度とする。
- ・協議を踏まえ通学交通等に関する課題と対策案を整理する。
- ・MM の実施意向が確認された学校を対象に次年度以降の実施プログラムを検討する。

3) 成果

- ・対象各校の通学交通に関する課題及び MM 実施意向調査
- ・MM 実施意向を示した学校に対する具体的 MM 実施計画書
- ・新入生向け MM のための情報提供資料（MM の実施意向が確認された 1 校（高校、400 名程度を想定）を対象）

(4) 報告書作成

- 1) 本業務の報告書は、作業過程、結果や必要なバックデータ、図表が盛り込まれていること。図表は個別に利用、修正が可能なオリジナルデータも添付すること。
- 2) 報告書のとりまとめにあたっては、検討内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。

6. 成果品

- 1) 調査報告書（くるみ製本・A4版）・・・ 3部
- 2) 調査報告書（概要版）・・・・・・・・・・・・ 20部
- 3) 上記1)及び2)の電子ファイル・・・・・・・・ 一式
- 4) その他、沖縄県の指示する資料等・・・・・・・・ 一式

7. 業務の実施体制等について

主として本委託業務に従事する3名以上の技術者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他の事務について、十分な遂行体制をとること。実施体制については、組織体制図を作成すること。また、委託業務全体のスケジュールの他、各担当者のスケジュール及びスケジュールの管理体制図等を作成すること。

8. 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通政策課の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

9. 業務の再委託についての留意事項

1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費
- イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任

し、又は請負わせることができない。

3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

10. 他業務との連携について

同時期発注の「令和元年度TDM施策推進業務(その1)」にて、関連したMM(モビリティマネジメント)に関する調査を予定している。相互に連携し業務の遂行にあたること。

11. その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上決定する